

意匠審査基準（平成 14 年 1 月 31 日改訂）

22.1.3.1 公知の意匠と全体意匠の類否判断

22.1.3.1 公知の意匠と全体意匠との類否判断

公知の意匠と全体意匠（注）とが、以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ① 公知の意匠の意匠に係る物品と全体意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること
- ② それぞれの意匠に係る物品の形態が同一又は類似であること

なお、上記①及び②が同一の場合、両意匠は同一となる。

（注）全体意匠とは、部分意匠以外の意匠であり、部品に係る意匠を含むものである。

（１）意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

それぞれの意匠に係る物品の用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

（２）形態の共通点及び差異点の認定

それぞれの意匠に係る物品全体の形態及び各部の形態について、共通点及び差異点を認定する。

（３）意匠の類否判断

意匠の類否判断とは、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の（１）及び（２）についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

- ①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の差異に比して、ほとんど影響を与えない。

といえる。